

厚生労働省
東京労働局発表
平成30年2月13日

担 当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 加藤 辰明
	需給調整事業第二課長補佐 磯 浩之
	主任需給調整指導官 野上 浩一
	電 話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

職業紹介事業者に対する職業紹介事業停止命令

及び職業紹介業務改善命令について

東京労働局（局長：勝田 智明）は、下記のとおり、職業安定法に基づき、職業紹介事業を営む職業紹介事業者に対して、本日、職業安定法第32条の9第2項に基づく職業紹介事業停止命令及び同法第48条の3に基づく職業紹介業務改善命令を行った。

記

第1 被処分職業紹介事業者

(1) 有料職業紹介事業者

別紙1の一覧表に記載のとおり

(2) 無料職業紹介事業者

別紙2及び別紙3の一覧表に記載のとおり

第2 処分内容

(1) 有料職業紹介事業者

職業安定法第32条の9第2項に基づく職業紹介事業停止命令

（職業紹介事業停止命令の内容は第4のとおり）

職業安定法第48条の3に基づく職業紹介業務改善命令

（職業紹介業務改善命令の内容は第5のとおり）

(2) 無料職業紹介事業者

職業安定法第33条第4項又は第33条の3第2項において準用する同法第32条の9第2項に基づく職業紹介事業停止命令

（職業紹介事業停止命令の内容は第4のとおり）

職業安定法第48条の3に基づく職業紹介業務改善命令

（職業紹介業務改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由

別添の一覧表に記載する職業紹介事業者は、職業安定法第32条の16第1項（同法第33条第4項又は同法第33条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）において、事業報告を提出しなければならないとされているのに、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間について職業安定法施行規則第24条の8第1項（同法施行規則第25条第1項又は同法施行規則第25条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、職業安定法の規定に違反したこと。

第4 職業紹介事業停止命令の内容

全ての職業紹介事業について、職業安定法第32条の16第1項の事業報告書が提出されるまでの間、職業紹介事業を停止すること。

第5 職業紹介業務改善命令の内容

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に係る職業安定法第32条の16第1項の事業報告書を提出すること。

(参 考)

職業安定法（抄） （昭和二十二年十一月三十日法律第四百十一号）

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 有料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地

四 第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所

五 その他厚生労働省令で定める事項

3 前項の申請書には、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かななければならない。

6 第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して厚生労働省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（許可の取消し等）

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（事業報告）

第三十二条の十六 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 （略）

（無料職業紹介事業）

第三十三条

1～3 （略）

4 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十

二条の十二から前条までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。

5 （略）

（特別の法人の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の三

1 （略）

2 第三十条第二項から第四項まで、第三十二条、第三十二条の四第二項、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。

（改善命令）

第四十八条の三 厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

職業安定法施行規則

（昭和二十二年十二月二十九日労働省令第十二号）

（法第三十二条の十六 に関する事項）

第二十四条の八 有料職業紹介事業者は、毎年四月三十日までに、その年の前年の四月一日からその年三月三十一日までの間における有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 （略）

（法第三十三条 に関する事項）

第二十五条 第十八条第一項から第七項まで、第二十一条、第二十二条第一項及び第七項、第二十三条、第二十四条並びに第二十四条の四から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する

2 （略）

（法第三十三条の三 に関する事項）

第二十五条の三

1 （略）

2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する

3～5 （略）

